

ドナーミルクの安定供給の促進を求める意見書

我が国では、2,500グラム未満の低出生体重児が約10人に1人の割合で生まれており、特に医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児には、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後直ちに母乳を与えることが有効とされている。

しかしながら、早産や帝王切開で生まれた子は、母親から十分な母乳が得られない場合があり、授乳中の方から寄付があり殺菌処理等を行った母乳であるドナーミルクを、医療機関に提供する母乳バンクの取組は極めて重要である。

現在、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が母乳バンクの運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、ドナーミルクは食品や医療品等といった法的な位置付けがなされておらず、ドナーミルクを安定的に供給するためには、ドナーミルクの使用に伴う実質的な費用やドナー登録における事務処理が医療機関の負担となっていること、ドナー登録者の確保、ドナーミルクに対する普及啓発などが課題となっている。

よって、国におかれては、低出生体重児等の命を守り、乳児の健やかな成長を支える観点から、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的な位置付けを一日も早く明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理、ドナー登録者の検査等に対する財政的な支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすために、産婦健康診査、産後ケア等を活用し周知する機会を拡大すること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月18日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）